

盛岡市親元就農給付金制度の概要

盛岡市では、農地を適切に維持管理し、持続可能な力強い農業を将来にわたり実現するため、市内の農家の次世代が就農意欲を喚起し、農業経営を円滑に継承し、地域農業の新たな担い手となることを目的として、親（三親等内の親族を含む。）から農業経営を継承し新たに就農する人を対象に、親元就農給付金を支給します。

■ 対象となる人

この制度の対象となる人は、農業経営者になることについて強い意欲があり、次の各号のいずれにも該当することを基本とします。

- (1) 市内に住所を有し、親元就農計画の承認申請をする年度において親元に新たに就農する人で、就農時の年齢が55歳以下であること。
- (2) 市内に親（三親等内の親族を含む。）が所有する農地を農業委員会の許可を受けて取得又は利用権設定し、農業経営を行うこと。
- (3) 次の要件のいずれにも適合する**親元就農計画**を作成し、その計画を遂行すること。
 - ア 就農5年後の農業経営の年間所得が250万円以上であること。
 - イ 年間150日以上かつ年間1,200時間以上の農業従事をする事。
 - ウ 計画の達成が実現可能であると見込まれること。
- (4) 農産物等及び生産資材等の取引を本人名義で行うこと。
- (5) 農産物等の売上、経費の支出等の経営収支を本人名義の通帳及び帳簿で管理すること。
- (6) 本人及び農業経営を継承される親に市税の滞納がないこと。
- (7) 国の農業次世代人材投資資金（旧青年就農給付金）、経営開始資金（経営開始支援資金）及び経営発展支援事業（初期投資促進事業）の交付を受けていないこと。
- (8) 生活費の確保を目的とした他の事業による給付等を受けていないこと。

■ 給付金の額

1人当たり年額60万円（2年を上限）

■ スケジュール

- ① 農政課で事前申請を電話等で受け付けます。
【事前申請】令和8年6月1日（月）～6月30日（火）まで
- ② 事前申請された人で、本申請を希望される場合は、親元就農計画等を市に提出していただきます。（事前申請のない人は、本申請をすることはできません。）
【本申請】令和8年8月3日（月）～8月31日（月）まで
- ③ 親元就農計画等を市が審査し、適合と認める場合は市へ支給申請書等を提出の上、計画的な農業経営をしていただきます。
- ④ 今年度の給付金は、令和8年9月に30万円、令和9年3月に30万円を支給する予定です。
- ⑤ 令和9年1月頃に、計画の遂行状況を市に報告していただきます。（その他、必要に応じて面談や現地確認等を行います。）

【問い合わせ先】〒020-8458 盛岡市若園町2-18 若園町分庁舎4階
盛岡市農林部農政課経営支援係
担当：並岡（なみおか） 電話：019-613-8458